

京都市町名，町界変更審議会条例施行規則の全部を改正する規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第123号

京都市町名，町界変更審議会条例施行規則の全部を改正する規則

京都市町名，町界変更審議会条例施行規則の全部を次のように改正する。

京都市町名，町界変更審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は，京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき，京都市町名，町界変更審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員には，副市長が含まれるようにするものとする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は，副市長をもって充てる。
- 3 会長は，審議会を代表し，会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは，あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 審議会は，会長が招集する。

- 2 会長は，会議の議長となる。
- 3 審議会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
- 5 審議会は，必要があると認めるときは，委員以外の者に対して，意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会に，その庶務を処理させるため，幹事及び書記若干人を置くものとし，市職員のうちから市長が任命する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の京都市町名、町界変更審議会規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第4項の規定にかかわらず、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例による廃止前の京都市町名、町界変更審議会条例に基づく京都市町名、町界変更審議会の会長の職務を代理する委員であった者は、この規則の施行の日に審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

3 前項の規定は、改正後の規則第5条の規定による幹事及び書記の任命について準用する。

(文化市民局地域自治推進室)